

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		改善命令
根拠条例・規則等名		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
条 項		第 40 条 の 6 第 1 項
所 管 部 課		保健衛生局保健部保健衛生総務課（電話：048-829-1294）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (理由：処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもので、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため。) 参考（法律抜粋） 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第四十条の二第一項の必要な措置が講じられていないと認めるとき、又は第四十条の三第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出に係る精神科病院において業務従事者による障害者虐待が行われたと認めるときは、当該精神科病院の管理者に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又は必要な措置を採ることを命ずることができる。
	設定等年月日	令和 6 年 4 月 1 日 設定 年 月 日 最終改正
備 考		